

事業委託先における個人情報記録媒体（USBメモリ）の紛失について

市の「産後ケア事業」の事業委託先が、利用者等の個人情報が記録された情報記録媒体（USBメモリ）を紛失する事案が発生いたしました。

このような事態を招いたことを深くお詫びいたしますとともに、今後再発防止に努めて参ります。

1 事業委託先

特定非営利活動法人 Commune with 助産師（以下「受託事業者」）

2 事案の内容

令和2年度から令和5年度まで、受託事業者で産後ケア事業の提供を受けた本市利用者の一部の個人情報（56件、169名分）を記録した情報記録媒体（USBメモリ）を、受託事業者の担当職員が紛失した。

3 経過

令和5年6月22日（木）担当職員が、受託事業所内のパソコンにて当該情報記録媒体を使用し業務を実施。その後、他の業務に従事するため、当該情報記録媒体を受託事業所外に持ち出す。

令和5年6月23日（金）当該職員が当該情報記録媒体の紛失に気づく。

令和5年6月23日（金）～26日（月）

当該職員が、受託事業所内や自宅等を検索するが発見に至らず。

令和5年6月27日（火）当該職員が上司である理事長に紛失の事実を報告する。同日、警察に紛失届け出を行うも、拾得物は確認できず。

令和5年6月30日（金）午前8時50分

受託事業者よりこども家庭課に紛失の報告あり。

4 これまでの対応について

受託事業者に嚴重注意を行うとともに、市より、個人情報を紛失した利用者の方に架電して、事実をお知らせし、謝罪を行った。また、詐欺などの二次的被害にあわないよう注意喚起を行った。※令和5年7月3日現在において、被害等の相談はなし。

5 今後の対応について

(1) 個人情報を紛失した利用者の方への対応

市より、お詫びの文書を送付するとともに、二次被害への予防を呼びかける。

(2) 受託事業者への対応

個人情報の適正な取り扱いについて書面で提示するとともに、直接の指導により取り扱いの徹底を図って参ります。

今後このような事態が発生しないよう、改めて個人情報の適切な管理に努めて参ります。

(事務担当)

こども家庭課

電話 27—8597